

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>第 1 条 （本約款の趣旨）</p> <p><u>1 この店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款（以下、「本約款」といいます。）</u>は、お客様が、株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）との間で行う、店頭外国為替証拠金取引（DMM FX での取引で以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p>（第 2 条省略）</p> <p>第 3 条 （定義）</p> <p><u>1</u> 本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。</p> <p>（第 1 号～第 2 号省略）</p> <p>(3) <u>「建玉」・「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。</u></p> <p>（第 4 号～第 5 号省略）</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>第 1 条 （本約款の趣旨）</p> <p>本約款は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）との間で行う、店頭外国為替証拠金取引（DMM FX での取引で以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p>（第 2 条省略）</p> <p>第 3 条 （定義）</p> <p>本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。</p> <p>（第 1 号～第 2 号省略）</p> <p>(3) 「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。<u>ポジションは、建玉と同じ意味となります。</u></p> <p>（第 4 号～第 5 号省略）</p>

<p>(6) 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益を加算減算した預託証拠金をいいます。 (第7号～第8号省略)</p> <p>(9) 「注文証拠金」とは、注文<u>中の未約定新規注文</u>について必要とされる証拠金のことをいいます。</p> <p>(10) 「証拠金維持率」とは、ポジション<u>必要</u>証拠金額に対する<u>純資産額から注文証拠金を減じた額の比率</u>のことをいいます。</p> <p><u>(11) 「建玉可能額」とは新たにポジションを持つ、又は新規指値注文・新規逆指値注文を発注することができる証拠金の余力額のことをいいます。</u></p> <p><u>(12) 「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済スワップ金額を加算した</u>ものから出金予約額を減じたものとなります。 <u>(第18号へ移動)</u> <u>(第19号へ移動)</u></p> <p><u>(13) 「未決済スワップ金額」とは、ロールオーバーするごとに発生するスワップポイントの受入れ、又は支払いの未受渡金額をいいます。</u></p> <p><u>(14) 「出金可能額」とは、現在時点において、出金の依頼をすることができる金額のことをいいます。</u> (第15号～第16号省略)</p> <p><u>(17) 「追加証拠金制度」とは、当社所定の時刻までに追加証拠金が解消さ</u></p>	<p>(6) 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益<u>及び出金予約額</u>を加算減算した預託証拠金をいいます。 (第7号～第8号省略)</p> <p>(9) 「注文証拠金」とは、<u>未約定の</u>注文について必要とされる証拠金のことをいいます。</p> <p>(10) 「証拠金維持率」とは、ポジション証拠金額に対する<u>証拠金の余力の割合</u>のことをいいます。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(11) 「純資産」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。</u>預託証拠金に建玉評価損益と未決済スワップ金額を<u>たし合わせたもの</u>から出金予約額を減じたものとなります。</p> <p><u>(12) 「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。</u></p> <p><u>(13) 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別をいいます。</u></p> <p><u>(14) 「未決済スワップ金額」とは、ロールオーバーするごとに発生するスワップポイントの受入れ又は支払いの未受渡金額をいいます。</u> <u>(新設)</u> (第15号～第16号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

<p><u>れなかった場合、お客様に事前の通知なく、お客様の計算にて全ての保有ポジションを強制決済する制度の事です。また、追加証拠金制度における保有ポジションの強制決済を「マージンカット」といいます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(18) 「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐために、証拠金維持率が当社所定の水準を下回ったときに、お客様に事前の通知なく、お客様の計算において全ての保有ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</u></p> <p><u>(19) 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別をいいます。</u></p> <p>第4条 (リスク及び自己責任の原則)</p> <p><u>1</u> お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、<u>本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及び</u>リスクを理解の上、自らの判断と責任において、<u>お客様の計算</u>で当社と本取引を行うものとします。</p>	<p><u>(17) 「マージンカット」とは、追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前</u>に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p> <p><u>(第12号より移動)</u></p> <p><u>(12) 「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為に</u>ポジションを強制的に反対売買することをいいます。</p> <p><u>(第13号より移動)</u></p> <p>第4条 (リスク及び自己責任の原則)</p> <p>お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款の事項を承諾し、<u>店頭外国為替証拠金取引の内容及び</u>仕組み、リスクを理解の上、自らの判断と責任において当社と本取引を行うものとします。</p>
---	--

<p><u>(1) 本取引においては、当該取引対象の通貨の変動及び取引市場環境の変化のリスクを伴っていること。</u></p> <p><u>(2) 本取引は元本保証ではないこと。また、場合によっては預託証拠金以上の損失の危険性を伴うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(第3号～第5号省略)</p>	<p><u>(以下号数変更)</u></p> <p>(第1号～第3号省略)</p>
<p><u>(6) 本取引には、レバレッジ効果により、少ない証拠金で大きな金額の取引を行うことができるため、大きな利益を得ることが可能な反面、多大な損害を被るリスクがあること。</u></p>	<p><u>(4) 本取引には、少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得ることができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を被るリスクがあること。</u></p>
<p>(第7号～第13号省略)</p>	<p>(第5号～第11号省略)</p>
<p><u>2 お客様は、「金融商品取引法」または「外国為替及び外国貿易法」その他その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証憑書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第5条 (口座の開設)</p> <p><u>1</u> お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX) 説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」という）の開設の申込を行</p>	<p>第5条 (口座の開設)</p> <p>お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX) 説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」という）の開設の申込を行な</p>

<p>うものとしてします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>《個人のお客様の場合》 （第1号～第3号省略）</p> <p>(4) 本取引に<u>かかる</u>法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。 （第5号～第8号省略）</p> <p>(9) 契約締結前<u>交付</u>書面、契約締結時<u>交付</u>書面、<u>約款</u>、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(10) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。 <u>（削除）</u></p> <p><u>(11) 当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類をご提出いただけること。</u></p> <p><u>(12) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できると及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。</u> （第13号省略）</p> <p><u>(14)</u> その他当社が定める基準を満たしていること。 《法人のお客様の場合》 （第1号～第2号省略）</p>	<p>うものとしてします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>《個人のお客様の場合》 （第1号～第3号省略）</p> <p>(4) 本取引<u>を行うことは</u>、法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。 （第5号～第8号省略）</p> <p>(9) 契約締結前<u>の</u>書面、契約締結時<u>の</u>書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(10) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</p> <p><u>(11)店頭外国為替証拠金取引をマネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する目的を有しないこと。</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u> （第12号省略）</p> <p><u>(13)</u> その他当社が定める基準を満たしていること。 《法人のお客様の場合》 （第1号～第2号省略）</p>
---	---

<p>(3) 本取引に<u>かかる</u>法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p><u>(4) 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。</u></p> <p>(第5号～第6号省略)</p> <p><u>(7) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、</u>取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面、その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(8) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u></p> <p><u>(9) 当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類をご提出いただけること。</u></p> <p>(第10号省略)</p> <p><u>(第8号へ移動)</u></p> <p><u>(11) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(3) 本取引<u>を行うことは、</u>法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(以下号数変更)</u></p> <p>(第4号～第5号省略)</p> <p><u>(6) 契約締結前</u>の書面、<u>契約締結時</u>の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面、その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p><u>(7) 店頭外国為替証拠金取引をマネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する目的を有しないこと。</u></p> <p><u>(第9号より移動)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第8号省略)</p> <p><u>(9) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u></p> <p><u>(10) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>(以下省略)</p>
--	--

第6条 （本人確認書類）

1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、個人情報保護方針に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（以下省略）

第7条 （禁止事項）

1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

(1) 当社がサーバー上で提供する取引システム（以下「本取引システム」という。）の改変及び本取引システム以外のツール等を使用する行為、若しくはその疑いのある行為

（第2号～第10号省略）

2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第6条 （本人確認書類）

口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出していただくことを要します。

（以下省略）

第7条 （禁止事項）

お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

(1) 当社がサーバー上で提供する取引システム（以下「本取引システム」という。）の改変及び本取引システム以外のツール等を使用する行為

（第2号～第10号省略）

2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

<p>(第 8 条省略)</p> <p><u>第 9 条 (ログイン ID とパスワード)</u></p> <p><u>1 お客様が本取引システムを使用することを当社が承諾した場合、お客様が本取引システムに入力したログイン ID とパスワードの組み合わせが、当社の管理するログイン ID とパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引システムの使用ができます。</u></p> <p><u>2 お客様のログイン ID とパスワードはお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与又は譲渡することはできません。</u></p> <p><u>3 お客様のログイン ID とパスワードを使用して、本取引システムに対して行われた売買注文にかかわる指図及び預託証拠金の払い出しにかかわる指図 (以下、「本取引にかかわる指図」といいます。)、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみなします。</u></p> <p><u>4 お客様がログイン ID 及びパスワードを第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等により第三者に漏洩した場合等において、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として扱うことにお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>第 <u>10</u> 条 (注文の受付・実行)</p>	<p>(第 8 条省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(以下条数変更)</u></p> <p>第 <u>9</u> 条 (注文の受付・実行)</p>
---	---

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 お客様は、当社に対し、通貨ペア、取引数量、売買の別、注文の種類、注文の有効期限等、当社があらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対し取引の注文を行うものとしします。</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 お客様が当社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、注文の種類・<u>方法</u>及び注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとしします。</p> <p>4 お客様は、当社がこれら通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類・<u>方法</u>、注文の有効期限等を変更できることをあらかじめ了承します。</p> <p>(第5項～第7項省略)</p> <p>8 <u>お客様が本取引システムを使用して当社に指示した売買注文について、当該注文が未約定の場合、当社が定める時間及び方法の範囲内において、取消又は変更等を行うことができるものとしします。</u></p> <p>9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとしします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない<u>若しくは、約定済み注文を取消又は訂正する</u>ことができます。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>本取引の注文の受付と実行に関しては、次の各号によるほか、契約書面等に従うものとしします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 お客様が当社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、注文の種類、及び注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとしします。</p> <p>4 お客様は、当社がこれら通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等を変更できることをあらかじめ了承します。</p> <p>(第5項～第7項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとしします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>9 お客様は、第1項の注文のうち、当社とお客様との間で取引が成立して</u></p>
--	---

<p>(第 10 項～第 11 項省略)</p> <p><u>12 市場・経済事情、カバー先からのレート配信状況及び当社におけるレート生成方法等により、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>13 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、並びにシステム障害等の事象が発生する場合がありますことをお客様はあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>第 <u>11</u> 条 （追加証拠金、マージンカット）</p> <p><u>1</u> 毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100%を下回っていた場合には、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法において実施できるものとします。</p> <p>(1) 新規取引の停止</p> <p>(2) 出金予約及び振替出金の停止</p>	<p><u>いない未約定注文に限り、本取引システム上で取消又は変更等を行うことができます。</u></p> <p>(第 10 項～第 11 項省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 <u>10</u> 条 （追加証拠金、マージンカット）</p> <p>毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとします。</p> <p>(1) 新規取引の停止</p> <p>(2) 出金予約及び振替出金の停止</p>
---	--

<p>(3) 全ての発注済み未約定新規注文の取消 (4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消</p> <p>2 追加証拠金が発生したにも関わらず、所定の期日までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済（<u>マージンカット</u>）することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>3 追加証拠金が発生した場合において、その後の外国為替レートの変動により、お客様の証拠金維持率が100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>第 12 条（ロスカット）</p> <p>1 <u>純資産額</u>がポジション必要証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った（証拠金維持率が当社の定める比率を下回った）場合、<u>当社は</u>、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済すること（<u>以下、「ロスカット」といいます。</u>）とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>2 前項によるロスカットの結果、ロスカットレベルに設定した基準での価格で約定せず、又はお客様が預託した証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。</u></p> <p><u>3</u> お客様が新たに預託証拠金を当社に差し入れた場合でも、取引口座への</p>	<p>(3) 全ての発注済みの未約定新規注文の取消 (4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消</p> <p>2 追加証拠金が発生したにも関わらず、所定の期日までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(以下項数変更)</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>第 11 条（ロスカット）</p> <p><u>預託証拠金の額から評価損を差引いた額</u>が、ポジション必要証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った（証拠金維持率が当社の定める比率を下回った）場合、<u>当社が</u>お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> お客様が新たに預託証拠金を当社に差し入れた場合でも、取引口座への金</p>
--	---

<p>金額の反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 お客様は、当社が<u>ロスカット</u>を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また、売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>5 第1項に定める<u>ロスカットの基準</u>は当社の判断によって変更することができるものとします。</p> <p>6 <u>ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>第 13 条（預託証拠金）</p> <p>1 お客様は、本取引を<u>開始する前に</u>本取引により生じるお客様の債務を担保するため、当社に<u>証拠金を預託するものとします</u>。預託証拠金の預託は全額現金（円貨）により行うものとし、有価証券等による預託は受入れないものとします。</p> <p>（第2項～第3項省略）</p> <p>4 <u>当社は、お客様から出金可能額の範囲内で、全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則3営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします。</u></p>	<p>額の反映が間に合わず、ロスカットにより<u>反対売買</u>が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>3 お客様は、当社が<u>第1項の反対売買による差金決済</u>を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 第1項に定める<u>当社が定める比率</u>、基準は当社の判断によって変更することができるものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第 12 条（預託証拠金）</p> <p>お客様は本取引を<u>行うにあたり</u>、取引により生じるお客様の<u>一切の債務</u>を担保するために、当社が<u>別に定める預託証拠金を当社に預託するものとします</u>。預託証拠金の預託は全額現金（円貨）により行うものとし、有価証券等による預託は受入れないものとします。</p> <p>（第2項～第3項省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
--	--

<p><u>5</u> 当社はお客様に事前に通知することなく、<u>ポジション必要証拠金の料率</u>を変更することができるものとします。 （第6項～第8項省略）</p> <p>9 お客様からお預かりした<u>預託証拠金、及び本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことをあらかじめ承諾する</u>ものとします。</p> <p>10 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約締結前書面、<u>その他当社の定める基準</u>等を遵守するものとします。</p> <p><u>第14条（入出金について）</u></p> <p><u>1</u> 本取引を行うにあたり、お客様は、<u>本取引口座に振込送金する方法により預託証拠金の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本取引口座に入金処理するものとします。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>2</u> お客様は、<u>インターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害等の諸事情により入出金が遅延する場合があります</u>ことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>3</u> お客様は、<u>お客様ご本人名義の金融機関から本取引口座へ預託証拠金の</u></p>	<p><u>（以下項数変更）</u></p> <p><u>4</u> 当社はお客様に事前に通知することなく、<u>預託証拠金の料率</u>を変更することができるものとします。 （第5項～第7項省略）</p> <p>8 お客様からお預かりした<u>預託証拠金に利息は付さない</u>ものとします。</p> <p>9 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約締結前書面等を遵守するものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	---

振込をすることとし、振込人名義が、当社にお届けの本取引口座名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

4 異名義による振込があった場合には、お客様にポジションがある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについては、当社は一切その責を負わないものとします。

(第 17 条へ移動)

第 13 条（期限の利益の喪失）

お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対するすべての店頭外国為替証拠金取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。

(1) 支払の停止、私的整理手続又は破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算手続開始申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

(4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の

	<p><u>目的物について仮差押、差押または、競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。</u></p> <p><u>(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき。</u></p> <p><u>(6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社よりの電話等による連絡等が不可能であると当社が判断したとき。</u></p> <p><u>(7) 海外に居住することとなったとき。</u></p> <p><u>(8) 死亡したとき。</u></p> <p><u>(9) 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき</u></p> <p><u>(10)お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。</u></p> <p><u>2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。</u></p> <p><u>(2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当し</u></p>
--	---

<p>第 <u>15</u> 条 （外国為替レート及びスワップポイント）</p> <p><u>1</u> お客様が当社との間で行う本取引にかかわる外国為替レート及びスワップポイントについては、外国為替市場の外国為替レート等に基づいて当社が提示する外国為替レート及びスワップポイントが適用されるものとします。</p> <p><u>2</u> お客様は当社に対し、外国為替市場の取引レートに基づいて当社が提示する外国為替レート以外の外国為替レートを主張できないことをあらかじめ<u>承諾</u>するものとします。</p> <p><u>3</u> お客様は、<u>指値注文についてはお客様がご注文された価格で約定する（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。）</u>こと、並びに成行注文、ストリーミング注文、逆指値注文、一括決済、クイック決済、ロスカット、及びマージンカットについては、<u>外国為替レートの変動等により実際の約定価格が、お客様の発注時において取引画面に提示されていたレート又は、お客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があることをあらかじめ承諾</u>するものとします。</p> <p><u>4</u> システムのメンテナンス中、<u>障害時はレートを配信できないことをあらかじめ承諾</u>するものとします。</p> <p><u>5</u> お客様は、<u>お客様のシステム環境、あるいはご利用いただくソフトウェ</u></p>	<p><u>た場合を含む。）があったとき。</u></p> <p><u>(3) お客様が当社との本約款またはその他当社の定める規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(4) 第7条第1項のいずれかに抵触したとき。</u></p> <p><u>(5) 前項3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u></p> <p>第 <u>14</u> 条 （外国為替レート）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>お客様は当社に対し、外国為替市場の取引レートに基づいて当社が提示する外国為替レート以外の外国為替レートを主張できないことをあらかじめ<u>了承</u>するものとします。</p> <p><u>2</u> お客様は、<u>成行注文又は逆指値注文等の場合</u>、為替レートの変動等により実際の約定価格が取引画面の提示レート又はお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があること、<u>指値注文の場合はお客様のご注文された価格で約定すること</u>をあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>3</u> システムのメンテナンス中、障害時はレートを配信できないことをあらかじめ<u>了承</u>するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

<p><u>アの仕様等により、お客様ごとに瞬間的に提示するレートが異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>6 お客様は、1 円未満のスワップポイントについては、受取の場合は切捨て、支払いの場合は切上げとすることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>第 16 条 （為替持高の制限）</p> <p>1 当社は公的機関からの命令・指導、経済情勢、その他合理的な事情により、お客様の保持することのできる建玉持高（ポジション）の上限を制限することができるものとします。</p> <p>第 17 条 （期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する<u>本取引及びポジション等に係る一切の債務</u>について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、<u>当該債務</u>とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>（以下省略）</p> <p>第 18 条 （支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）</p> <p>1 お客様が第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(第 24 条より移動)</u></p> <p><u>(第 13 条より移動)</u></p> <p>第 13 条 （期限の利益の喪失）</p> <p>お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する<u>すべての店頭外国為替証拠金取引に係る債務</u>について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、<u>その債務</u>とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>（以下省略）</p> <p>第 15 条 （支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）</p> <p>お客様が第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要</p>
--	--

<p>な反対売買を行い、決済することができるものとします。 (第2項省略)</p> <p>3 お客様が第17第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。 (第4項～第5項省略)</p> <p>第19条 (差引計算) (第1項省略)</p> <p>2 第17条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。 (第3項省略)</p> <p>(第20条省略)</p> <p>第21条 (遅延損害金の支払い) 1 お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、請求により、履行期日の翌日<u>から債務全額の支払いに至る</u>まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。 (第22条省略)</p>	<p>な反対売買を行い、決済することができるものとします。 (第2項省略)</p> <p>3 お客様が第13第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。 (第4項～第5項省略)</p> <p>第16条 (差引計算) (第1項省略)</p> <p>2 第12条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。 (第3項省略)</p> <p>(第17条省略)</p> <p>第18条 (遅延損害金の支払い) お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、請求により、履行期日の翌日<u>より履行の日</u>まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。 (第19条省略)</p>
---	--

第 23 条 （取引報告書及び受領証）

1 当社は、金融商品取引法（以下、「法」といいます。）第 37 条の 4 及び第 37 条の 5 に規定する書面について、次の各号の事由が生じた場合、お客様に対し交付するものとします。

- (1) お客様の注文が約定したとき。
- (2) 当社がお客様から証拠金を受領したとき。

2 前項で定める書面について、書面交付に代えて法に基づき電磁的方法等によって交付するものとします。

第 24 条 （電子交付）

1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）に定める電磁的方法によって交付（以下「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。

(1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。

イ 当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等（以下「当社顧客画面」といいます。）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（府令第 5 6 条 1 項 1 号ハに規定される方法）

ロ 当社顧客画面に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する事項を記録する方法

(第 29 条より移動)

第 20 条 （電子交付）

当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）に定める電磁的方法によって交付（以下「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。

(1) 当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等（以下「当社顧客画面」といいます。）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（府令第 5 6 条 1 項 1 号ハに規定される方法）

(2) 当社顧客画面に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する事項を記録する方法。

<p><u>(2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>イ) 契約締結前交付書面等（店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）、店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款）</u></p>	
<p><u>ロ) 取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）</u></p>	
<p><u>ハ) 取引残高報告書（月次）</u></p>	
<p><u>ニ) 四半期報告書</u></p>	
<p><u>ホ) 期間損益報告書</u></p>	
<p><u>(3) お客様が、当社から交付書面を電子交付によって提供を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト及び当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。</u></p>	
<p><u>(4) 金融商品取引法、その他法令諸規則の変更及び監督官庁の指示並びにその他当社が必要と判断した場合、電子交付に代えて、既に電子交付された書面も含めて、紙媒体により交付等を行うものとします。</u></p>	
<p>第 <u>25</u> 条 （報告）</p>	<p>第 <u>21</u> 条 （報告）</p>
<p><u>1</u> お客様は、第 <u>17</u> 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。</p>	<p>お客様は、第 <u>13</u> 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。</p>
<p>第 <u>26</u> 条 （届出事項の変更）</p>	<p>第 <u>22</u> 条 （届出事項の変更）</p>
<p><u>1</u> <u>お客様は、</u>当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、<u>電話番号、E メールアドレス</u>その他の事項に変更があったと</p>	<p>当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、<u>印章若しくは署名、印鑑又は住所若しくは事務所の所在地</u>その他の事項に変更があったときは、<u>お客様は、</u></p>

<p>きは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。<u>また、届出がない場合、あるいは届出が遅延した場合等により生じたお客様の損失に対しては、当社は一切その責を負わないものとします。</u></p> <p>(第 27 条省略)</p> <p><u>(第 16 条へ移動)</u></p> <p>(第 28 条～第 29 条省略)</p> <p>第 <u>30</u> 条 (免責事項)</p> <p><u>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失については、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに意義がないことをあらかじめ承諾するもの</u>とします。</p> <p>(1) 天災地変、<u>戦争</u>、政変、同盟罷業、外貨<u>情勢</u>の急変、<u>外国為替市場の閉鎖等</u>、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る<u>注文の執行</u>、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖、混乱又は規則の変更等の理由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害<u>及び損失</u></p> <p><u>(3) ログイン ID・パスワードの誤入力、忘却等、お客様自身の責任により、</u></p>	<p>当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。</p> <p>(第 23 条省略)</p> <p><u>第 24 条 (為替持高の制限)</u></p> <p><u>当社は公的機関からの命令・指導、経済情勢、その他合理的な事情により、お客様の保持することのできる建玉持高 (ポジション) の上限を制限することができるものとします。</u></p> <p>(第 25 条～第 26 条省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 (免責事項)</p> <p>次に掲げる損害については、当社は免責されることとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨<u>事情</u>の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の<u>執行</u>、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖、混乱又は規則の変更等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が<u>取次ぎ</u>に応じ得ないことにより生じる損害。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p><u>お客様が本取引に係る注文を当社に出せなかったことにより生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(4) お客様の錯誤、誤入力によって売買注文が約定したこと、もしくは売買注文が約定しなかったこと</u>により生じた損害及び損失</p> <p><u>(5) 電信、インターネット、携帯電話設備又は郵便等通信手段におけるの誤謬、遅延等、<u>当社の責めに帰すことのできない事由</u>により生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(6) 所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意または重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたこと</u>により生じた損害及び損失</p> <p><u>(7) 国内外の休日ならびに金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないこと</u>により生じる損害及び損失</p> <p><u>(8) お客様もしくはお客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致を確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失。ただし、<u>当社に故意又は重大な過失があった場合を除く</u></u></p> <p><u>(9) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等等の故障、誤作動（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障・誤作動等、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(10) マージンカットまたはロスカットによる建玉の処分により生じた損害</u></p>	<p><u>((9) より移動)</u></p> <p><u>(9) お客様の注文のミス又はお客様が必要な確認を怠ったがために、注文が約定又は約定されなかったこと</u>により生じた損害。</p> <p><u>(3) 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由</u>により生じた損害。</p> <p><u>(4) 所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意または重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたこと</u>により生じた損害。</p> <p><u>(5) 国内外の休日ならびに金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないこと</u>により生じる損害。</p> <p><u>(6) お客様の口座番号、ID又はパスワード等をお客様ご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。</u></p> <p><u>(7) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に係る一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。</u></p> <p><u>(8) マージンカットまたはロスカットによる建玉の処分により生じた損害</u></p>
--	--

<p>および損失 <u>（(4)へ移動）</u></p> <p><u>(11) 本取引に関連して受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く</u></p> <p><u>(12) 市場取引等の急激な変動に伴う約定価格の乖離により生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(13) 注文の殺到等に伴う取引の全部又は一部の履行遅延、履行不能により生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(14) 市場レートから乖離したレートによる約定により生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(15) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止により生じる損害及び損失</u></p> <p><u>(16) お客様が本約款又はその当社に定める規定に違反し、それに対して当社が行った措置により生じた損害及び損失</u></p> <p><u>(17) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生により、お客様が被った損害及び損失</u></p> <p>第 <u>31</u> 条 （解約）</p> <p><u>1</u> 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 <u>17</u> 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき。<u>ただし、お客様にポジションがある場合や赤字残高がある場合を除く</u></p> <p>(2) お客様が法令等及び本約款、<u>その他関連する規定の内容</u>に違反し、当社</p>	<p>および損失。</p> <p><u>(9) お客様の注文のミス又はお客様が必要な確認を怠ったがために、注文が約定又は約定されなかったことにより生じた損害。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(10) お客様が本約款又はその当社に定める規程に違反し、それに対して当社が行った作為、不作為により生じた損害。</u></p> <p><u>(11) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。</u></p> <p>第 <u>28</u> 条 （解約）</p> <p>次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 <u>13</u> 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が法令等及び本約款の<u>条項のいずれか</u>に違反し、当社が解約を通</p>
---	--

<p>が解約を通告したとき</p> <p>(3) 第 39 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき (第 4 号～第 9 号省略)</p> <p><u>(10) お客様の取引方法や取引数量等に鑑み、お客様のご注文を当社で許容できないと合理的に判断したとき</u></p> <p><u>(11) お客様の取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていると当社が合理的に判断したとき</u></p> <p><u>(12) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき</u></p> <p><u>(13) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき</u></p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>3 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。</p> <p><u>第 32 条（取引サービスの中止及び廃止）</u></p> <p><u>1 やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止又は廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>	<p>告したとき。</p> <p>(3) 第 36 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。 (第 4 号～第 9 号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。</u></p> <p><u>(11) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 16 条及び第 17 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>3 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

2 お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ承諾するものとします。

3 お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、当該ポジションを当社が反対売買を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

(第 23 条へ移動)

第 33 条 （通知の効力）

1 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所もしくは事務所又はEメールアドレス宛に、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。

2 本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

第 29 条 （取引報告書及び受領証）

当社は、金融商品取引法（以下、「法」といいます。）第 37 条の 4 及び第 37 条の 5 に規定する書面について、次の各号の事由が生じた場合、お客様に対し交付するものとします。

(1) お客様の注文が約定したとき。

(2) 当社がお客様から証拠金を受領したとき。

2 前項で定める書面について、書面交付に代えて法に基づき電磁的方法等によって交付するものとします。

第 30 条 （通知の効力）

お客様の届け出た住所・メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

<p>(第 34 条～第 38 条省略)</p> <p>第 <u>39</u> 条 (本約款の変更)</p> <p>1 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。<u>本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合又は軽微である場合、当社の判断で本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更内容についてお客様に遅滞なく通知することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2 <u>当社は、本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合又は軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知するものとします。この場合、お客様が本約款の変更日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p>3 <u>前 1 項及び 2 項における通知方法は、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。</u></p> <p>4 <u>前 1 項に定める通知がお客様に到達した日よりも後に行われた本取引にかかわる指図は、お客様が本約款の変更に同意した上でなされたものとみなすこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>5 <u>お客様が本約款の変更に同意しない場合には、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第 31 条第 1 項(3)に基づき契約を解約することができるものとします。また、お客様がポジションを有する場合には、当社は、本約款の変更に対する異議の申し出を書面又は電子メールで当社が受領した日の翌営業日の正午に提示する外国為替レートを以ってお客様のポ</u></p>	<p>(第 31 条～第 35 条省略)</p> <p>第 <u>36</u> 条 (本約款の変更)</p> <p>本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。<u>当社はお客様に対して遅滞なくその変更の旨と変更事項を当社ホームページ上に掲示するものとします。この場合、当社がその都度定める期日までに異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p><u>ジションを強制決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>	
<p><u>第 40 条（電話の録音）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>1 当社はおお客様との間で行われるいかなる電話通話も事前の通告なしに録音できるものとします。</u></p>	
<p><u>第 41 条（その他）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>1 本約款に定めのない事項又は本約款の履行につき疑義が生じた場合は、店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）及び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。</u></p>	
<p>以上</p>	<p>以上</p>
<p>平成 21 年 7 月 1 日 制定 平成 22 年 1 月 25 日 改訂 平成 22 年 4 月 1 日 改訂 平成 22 年 7 月 17 日 改訂 平成 22 年 11 月 27 日 改訂 平成 22 年 12 月 25 日 改訂 平成 23 年 3 月 19 日 改訂 平成 24 年 5 月 12 日 改訂 平成 24 年 9 月 29 日 改訂</p>	<p>平成 21 年 7 月 1 日制定 平成 22 年 1 月 25 日改訂 平成 22 年 4 月 1 日改訂 平成 22 年 7 月 17 日改訂 平成 22 年 11 月 27 日改訂 平成 22 年 12 月 25 日改訂 平成 23 年 3 月 19 日改訂 平成 24 年 5 月 12 日改訂 平成 24 年 9 月 29 日改訂</p>

店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款 新旧対照表

下線部が変更箇所

平成 25 年 4 月 13 日 改訂	平成 25 年 4 月 13 日改訂
平成 25 年 5 月 11 日 改訂	平成 25 年 5 月 11 日改訂
平成 25 年 7 月 20 日 改訂	平成 25 年 7 月 20 日改訂
平成 25 年 9 月 14 日 改訂	平成 25 年 9 月 14 日改訂
<u>平成 26 年 4 月 5 日 改訂</u>	